

**堺市立学校園における
新型コロナウイルス感染症に関する
対応マニュアル**

(2023. 5. 8)

Ver. 8

堺市教育委員会

<目次>

～本マニュアルについて～

I. 学校園における新型コロナウイルス感染症対策に関する考え方……………	3
II. 平時から求められる感染症対策について……………	3
1. 児童生徒等への指導……………	3
2. 児童生徒等の健康観察……………	4
3. 換気の確保……………	5
4. 手洗い等の手指衛生の指導……………	6
5. 咳エチケットの指導……………	6
6. マスクの取扱い……………	7
7. 清掃……………	7
8. 抵抗力を高めること……………	8
III. 感染流行時における対策について……………	8
1. マスクの取扱い……………	8
2. 身体的距離の確保……………	8
3. 具体的な活動場面ごとの対策……………	8
IV. 感染状況に応じて機動的に講ずべき措置について……………	10
1. 出席停止の取扱い……………	10
2. やむを得ず登校できない児童生徒に対する ICT の活用等による学習指導について……………	11
V. 心のケア等について……………	12
VI. 偏見や差別への対処について……………	12
VII. 教職員の健康管理について……………	13

～本マニュアルについて～

新型コロナウイルス感染症は、令和 5 年 5 月 8 日付けで、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）上の 5 類感染症に移行し、これまで 3 年余に及んだ感染症との戦いに一つの節目を迎えることとなりました。

この間、様々な制約の中で、工夫を凝らしながら、感染拡大の防止と教育活動の継続の両立に取り組んでいただき、改めて感謝申し上げます。

5 類感染症への移行後においては、従来の感染症対策を一律に講じるのではなく、感染状況が落ち着いている平時においては、換気や手洗いといった日常的な対応を継続すること、感染流行時には、一時的に活動場面に応じた対策を講じることが考えられます。

本マニュアルは、5 類感染症への移行後における学校園での感染症対策の参考となる基本的な考え方を示すものとなりますので、本マニュアルを参考にして、従来の対策を見直し、地域や学校園ごとの実情に応じた対策を検討し、児童生徒等が安心して充実した学校（園）生活を送ることができるよう、引き続きの取組をお願いいたします。

堺市教育委員会

I. 学校園における新型コロナウイルス感染症対策に関する考え方

新型コロナウイルス感染症の 5 類感染症への移行後においては、教育活動の継続を前提としたうえで感染拡大を防止していくため、学校園において、地域や学校園ごとの感染状況に応じた感染症対策を講じていくことが重要となります。

具体的には、感染状況が落ち着いている平時においては、幼児児童生徒（以下、児童生徒等）の健康観察や換気の確保、手洗い等の手指衛生の指導等を行い、地域や学校園において感染が流行している場合には、必要に応じて活動場面に応じた感染症対策を一時的に検討するなど、学習内容や活動内容を工夫しながら、授業や部活動、各種行事等の教育活動を継続し、児童生徒等の学びを保障していくことが重要です。

感染者が確認された場合には、適切に対処することができるよう、以下を参考に、教育委員会との連携や、学校医・学校歯科医・学校薬剤師等の専門家と連携した保健管理体制を構築しておくことが重要です。

◆学校園の役割

校園長を責任者とし、保健主事・養護教諭・各学級担任等とともに、学校医・学校歯科医・学校薬剤師等と連携した保健管理体制を構築します。

そのうえで、児童生徒等への指導のほか、健康観察や、給食時間や休み時間、登下校時の見守りなど、校務支援員やスクールサポート等や地域の協力を得ながら、学校全体として取り組むことが重要です。

◆家庭との連携

学校園での感染拡大を防止するためには、外部からウイルスを持ち込まないことが重要であり、そのためには各家庭の協力が不可欠となります。

このため、学校園における感染症対策について、保護者の理解が得られるよう、PTA等と連携しつつ、学校園からも積極的な情報発信を心がけ、家庭の協力を呼び掛けることが重要です。

II. 平時から求められる感染症対策について

これまでの新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、5 類感染症への移行後においても、感染拡大を防止するため、教育活動に支障を生じさせることなく、両立が可能な対策については、継続して実施することが有効となります。

1. 児童生徒等への指導

学校園生活においては、休み時間や登下校時など教職員の目が届かない所での児童

生徒等の行動も感染リスクとなり得ます。そのため、まずは、児童生徒等が感染症を正しく理解することが大切です。感染リスクを自ら判断したうえで、これを避ける行動をとることができるよう、発達段階に応じた指導を行う必要があります。また、感染症対策のための持ち物として、一般的には、清潔なハンカチ・ティッシュ、(必要に応じて) マスクやマスクケース等を持参することが必要です。

児童生徒等の指導の際には、接触が避けられないケースがあったり、支援学校においては、児童生徒がスクールバスで一斉に登校したりすることもあることから、こうした事情や、児童生徒等の特性や障害、基礎疾患の種類や程度等を踏まえ、適切に対応してください。

こうした学校等の対応に際しては、必要に応じ、学校医等の助言を得ること、児童生徒等の安全確保等の確認から指導や介助等において必要となる接触等について保護者に対し事前に説明することが重要です。

2. 児童生徒等の健康観察

学校園内での感染拡大防止のためには、健康観察を通じて、児童生徒等の健康状態の異変やその兆候等を把握し、当該児童生徒等自身の健康はもちろん、他者への感染リスクを減らすことが重要となります。

① 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合等には登校しないことの周知・呼びかけ

発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合等には、児童生徒等も教職員等も、無理をせず、自宅で休養することが重要です。そのためには、児童生徒等の保護者に対して周知・呼びかけを行い、理解と協力を得ることが不可欠となります。

その際、新型コロナウイルス感染症の症状とアレルギー疾患等の症状を区別することは困難な場合もあることから、軽微な症状があることを以て、登校(園)や出勤を一律に制限する必要はありません。

② 児童生徒等の健康状態の把握

家庭との連携により、児童生徒等の健康状態を把握することが重要です。その際、児童生徒等の体温を毎日チェックさせ、学校園に提出させるといった取組は不要です。また、児童生徒等の健康状態を効果的に把握するため、ICT等を活用することも考えられます。

③ 児童生徒等に発熱等の症状が見られた場合の対応

発熱等の症状がみられる場合には、当該児童生徒等を安全に帰宅させ、症状がなく

なるまでは自宅で休養するよう指導します。また、受診を勧め、受診した場合には、受診状況を保護者から聞き取り、状況に応じた対応をします。

その際、児童生徒等本人や保護者の意向に基づかず、医療機関での検査や検査キットによる自己検査を求めることのないようにしてください。これは、教職員についても同様です。

3. 換気の確保

新型コロナウイルス感染症の感染経路は、接触感染のほか、咳、くしゃみ、会話等のときに排出される、飛沫やエアロゾルの吸入等とされており、換気の確保は、引き続き、有効な感染症対策となります。

このため、換気は、気候上可能な限り常時、困難な場合は30分に1回（5分程度）実施してください。

授業中は必ずしも窓を広く開ける必要はありません。気候状況や学校により教室の配置が異なることから、換気方法について、必要に応じて学校施設課に相談してください。

① エアコンを使用している部屋

エアコンの使用時は、AまたはBの方法を参考に換気をしてください。

A 換気扇がある教室等

窓や扉を閉め、換気扇を常時運転（CO₂ センサが設置されている教室は自動運転）させる。同時に扇風機を使用し空気循環器（サーキュレータ）として使用してください。

B 換気扇がない教室

教室の対角の窓（例：廊下側前扉 20 cm、窓側後方窓 20 cm）を常時開放する。1 単位時間に 1 回（5 分間程度）は必ず 2 方向の窓を全開する等、広く開けて換気してください。

② 窓のない部屋

常時入り口を開けておいたり、換気扇を用いたりするなどして換気に努めてください。また、使用時は人の密度が高くないように配慮してください。

③ 体育館のような広く天井の高い部屋

換気は感染防止の観点から重要であり、広く天井の高い部屋であっても換気に努めてください。

④ 冬季における換気の留意点

換気により室温を保つことが困難な場面が生じることから、その場合には、室温低下による健康被害が生じないように、児童生徒等に暖かい服装を心がけるよう指導し、学校内での保温・防寒目的の衣服の着用について、柔軟に対応してください。

また、室温が下がりすぎないように、空き教室等の人のいない部屋の窓を開け、廊下を経由して、少し温まった状態の新鮮な空気を人のいる部屋に取り入れること（二段階換気）も、気温変化を抑えるのに有効です。

⑤ 夏季における換気の留意点

換気によりエアコンの効率が落ち、室温を保つことが困難な場面が生じることがあります。その場合には、室温上昇による熱中症被害が生じないように、扇風機の使用と同時に、児童生徒等に涼しい服装を心がけるよう指導し、学校内での服装について柔軟に対応してください。

また、冬季同様、空き教室等の人のいない部屋の窓を開け、廊下を経由して、新鮮な空気を人のいる部屋に取り入れること（二段階換気）も、気温変化を抑えるのに有効です。

4. 手洗い等の手指衛生の指導

ウイルスが付着したものに触った後、手を洗わずに、目や鼻、口を触ることによって感染することもあります。このため、接触感染の仕組みについて児童生徒等に理解させ、手指で目、鼻、口をできるだけ触らないよう指導するとともに、接触感染を避ける方法として、手洗いを徹底します。

具体的には、登校（園）時や外から教室等に入る時、トイレの後、昼食・給食の前後や、活動の前後など、こまめに手を洗うことが重要です。

手洗いは30秒程度かけて、流水と石けんで丁寧に洗います。また、手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ちとして、共用はしないように指導します。

なお、手指用の消毒液は、流水での手洗いができない際に、補助的に用いられるものですので、基本的には流水と石けんでの手洗いを指導します。また、石けんやアルコールに過敏に反応したり、手荒れの心配があったりするような場合は、「流水でしっかり洗う」対応で良いといった配慮を行ってください。

これらの取組は、児童生徒等のみならず、教職員や、学校に出入りする関係者の間でも心がけるようにします。

5. 咳エチケットの指導

咳エチケットとは、感染症を他者に感染させないため、咳・くしゃみをする際に、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえることです。飛沫による感染を防ぐため、咳エチケットを行うよう指導してください。



6. マスクの取扱い

教育活動においては、児童生徒及び教職員に対して、マスクの着用を求めないことが基本となります。

ただし、登下校時に通勤ラッシュ時等混雑した電車やバスを利用する場合や、校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など、社会一般においてマスクの着用が推奨される場面では、マスクを着用することが推奨されます。

また、基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望する児童生徒や、健康上の理由により着用できない児童生徒もいることなどから、マスクの着脱を強いることのないようにしてください。児童生徒の間でも着用の有無による差別・偏見等がないよう適切な指導をお願いします。

幼児については、マスクの着用を求めないこととしています。ただし、様々な事情により着用を希望する幼児に対しては、適切な配慮が必要であることに留意してください。

7. 清掃

消毒は、感染源であるウイルスを死滅させ、減少させる効果はありますが、消毒によりウイルスをすべて死滅させることは困難です。

このため、一時的な消毒の効果を期待するよりも、清掃により清潔な空間を保つこと、手洗いを徹底することの方が重要です。今後、清掃活動とは別に日常的な消毒作業を行うことは不要です。

○普段の清掃のポイント

- ・清掃用具の劣化や衛生状態、適切な道具が揃っているかを確認します。
- ・トイレや洗面所は、家庭用洗剤を用いて通常の清掃活動の範囲で清掃し、特別な消毒作業の必要はありません。
- ・器具・用具や清掃道具などを共用する物については、使用の都度消毒を行うのではなく、使用前後に手洗いを行うよう指導します。
- ・清掃の実施の際には、換気を十分に行います。

8. 抵抗力を高めること

身体の抵抗力を高めるため、「十分な睡眠」、「適度な運動」及び「バランスの取れた食事」を心がけるよう指導します。また、ワクチン接種も新型コロナウイルス感染症の発症や重症化の予防等の効果が期待されています。



Ⅲ. 感染流行時における対策について

「Ⅱ. 平時から求められる感染症対策について」で述べたように、教育活動の実施に当たっては、健康観察や換気の確保、手洗い等の手指衛生の指導等が重要です。感染状況が落ち着いている平時には、それ以外に特段の感染症対策を講じる必要はありません。

一方で、地域や学校園において感染が流行している場合などには、以下を参考に、一時的に活動場面に応じた対策を講じることが考えられます。

1. マスクの取扱い

地域や学校園において感染が流行している場合などには、教職員等がマスクを着用する又は児童生徒に着用を促すことも考えられますが、そういった場合においても、マスクの着用を強いることのないようにしてください。

2. 身体的距離の確保

活動の性質上、学校園においては身体的距離を確保することが感染対策上有効となります。特に、地域や学校園において感染が流行している場合などには、授業等における具体的な活動場面や使用する施設の状況等を踏まえたうえで、児童生徒等の間隔を可能な範囲で取ることが考えられます。

その際、児童生徒等の間隔に一律にこだわるのではなく、換気を組み合わせることなどにより、現場の状況に応じて柔軟に対応するようにしてください。

3. 具体的な活動場面ごとの対策

(1) 各教科等

地域や学校園において感染が流行している場合などには、以下に示すような「感染リスクが比較的高い学習活動」の実施に当たって、一時的に「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えることや、児童生徒等の間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること等の対策を講じることが考えられます。

「感染リスクが比較的高い学習活動」

・「児童生徒が対面形式となるグループワーク等」 「一斉に大きな声で話す活動」	【各教科等共通】
・「児童生徒がグループで行う実験や観察」	【理科】
・「児童生徒が行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の演奏」	【音楽】
・「児童生徒が行う共同制作等の表現や鑑賞の活動」	【図画工作、美術、工芸】
・「児童生徒がグループで行う調理実習」	【家庭、技術・家庭】
・「組み合ったり接触したりする運動」	【体育、保健体育】

そのほか、以下の点にも留意します。

- ・医療的ケアを必要とする児童生徒等（以下、医療的ケア児）及び基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童生徒等（以下、基礎疾患児）や、保護者から感染の不安により授業への参加を控えたい旨の相談があった児童生徒等については、授業等への参加を強制せずに、児童生徒等や保護者の意向を尊重してください。
- ・支援学校等における自立活動や幼稚園における保育活動については、教職員と児童生徒等や児童生徒等同士が接触するなど、感染リスクが高い学習活動も考えられるため、適切な配慮を行ったうえで実施してください。

(2) 儀式的行事等の学校行事

儀式的行事のほか、体育的行事や文化的行事その他の学校行事の実施に当たっても、地域や学校園において感染が流行している場合などには、一時的に、(1)で述べた対策のほか、以下のような対策や工夫を講じることが考えられます。その際には、児童生徒等や保護者等の理解・協力が得られるよう、丁寧な説明・情報発信を行うことが重要です。

<感染症対策>

- ・参加者への手洗いや咳エチケットの推奨など
- ・アルコール消毒薬の設置など
- ・可能な範囲で間隔を空けるなど、触れ合わない程度の距離の確保

(3) 部活動

平時の感染症対策を講じたうえで実施してください。なお、各競技団体や文化芸術団体が作成するガイドラインを踏まえてください。

- ・大会やコンクール等の参加にあたっては、学校として主催団体とともに責任をもって対策を講じてください。
- ・練習試合や合同練習等の企画・実施に当たっては、地域の感染状況等を踏まえ、部活動を担当する教職員のみで行うのではなく、学校として責任をもって、大会等の参加時と同様の対策を講じてください。

IV. 感染状況に応じて機動的に講ずべき措置について

1. 出席停止の取扱い

児童生徒等の感染が判明した場合には、学校保健安全法第 19 条の規定に基づく出席停止の措置を講じるほか、季節性インフルエンザ等と同様、新型コロナウイルス感染症に感染している疑いがある場合や、感染するおそれのある場合にも、校長の判断により出席停止の措置を講じることができます。

出席停止の措置を講じた場合においては、当該児童生徒が授業を十分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、必要な措置を講じること等にも配慮します。

なお、感染者であった教職員や児童生徒等が学校に出勤、登校（園）するに当たり、学校園に陰性証明等を提出する必要はなく、医療機関等が発行する検査結果や治癒の証明書を求めることのないようにしてください。

保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった場合には、休ませたい事情をよく聴取し、学校園で講じる感染症対策の考え方について説明するとともに、学校園運営の方針について理解を得るよう努めてください。

そのうえで、同居者に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があつて、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合には、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校園

長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱い、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」の欄に記入し、欠席とはしないことも可能です。その判断に当たっては、特に小中学生は就学義務も踏まえ、児童生徒等の学びが保証されるよう配慮してください。

また、医療的ケア児や基礎疾患児については、当該児童生徒等の状態に基づき、保護者と連携のうえ、主治医や学校医に相談しながら、個別に登校の判断をしてください。

主治医の見解を保護者に確認のうえ、登校（園）すべきでないと判断した場合は、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校園長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱い、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」の欄に記入し、欠席とはしないことも可能です。

出席停止対象	出席停止期間
有症状陽性者（※1）	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快（※3）した後1日を経過するまで
無症状陽性者（※2）	検体採取日から5日間を経過するまで
感染不安により休ませたいと相談があった者	合理的理由があり「校長が出席しなくてもよいと認めた日」
本人がコロナワクチン接種を受ける場合	校園長が出席停止と認めた日 ※副反応による欠席は含まない（病欠とする）

※1 有症状陽性者の出席停止期間は、発症日を0日目として起算。

発症から10日を経過するまでは、当該児童生徒に対して、マスクの着用を推奨する。ただし、強制することのないよう、また児童生徒等の間で感染の有無やマスクの着用の有無によって差別・偏見等がないよう、適切に指導を行うこと。

※2 無症状陽性者の出席停止期間は、検体採取日を0日目として起算。

※3 「症状が軽快」とは、解熱剤を使用しなくても解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指す。

2. やむを得ず登校できない児童生徒に対するICTの活用等による学習指導について

(1) 児童生徒用パソコンの持ち帰りについて

臨時休業・陽性者・不安を感じて登校できないなど、やむを得ず学校に登校できない児童生徒については、原則児童生徒用パソコンを持ち帰らせてください。そのために、児童生徒用パソコンをいつでも家庭に持ち帰り、Teams やドリルパークなどが利用できるよう準備しておいてください。

(2) 陽性者・不安を感じて登校できない児童生徒へのオンライン活用について

Teams のビデオ会議について、健康観察等を含め児童生徒とのコミュニケーション確保に努めるため、学校の状況に応じて実施してください。

また、児童生徒や保護者からパソコンでの授業（ライブ配信）については、保護者と相談のうえ、状況に応じて実施してください。

(3) 臨時休業・学年及び学級閉鎖時におけるオンライン活用について

Teams のビデオ会議を活用したオンライン学活を実施し、児童生徒の健康観察や学習の指示などを行ってください。また、学級単位に限らず、複数の学級や学年単位でオンライン授業を状況に応じて実施してください。

(4) モバイルルーターの貸与について

Wi-Fi 環境がない家庭に対して、オンラインによる学びの保障を実施する際には、緊急時用モバイルルーターを貸与してください。すでに各学校へ配付している数量では不足となる場合は、必要台数を教育センター学校 ICT 化推進室まで連絡願います。

V. 心のケア等について

(1) 心のケア等

新型コロナウイルス感染症への対応に伴い、児童生徒等の不安やストレスが高まることが懸念される。一人ひとりの心身の状況把握に努めるとともに、保護者やスクールカウンセラー等の専門家と連携しながら、教職員全体で対応してください。

(2) 新型コロナウイルス感染症に係る不安を感じる児童生徒等への対応

新型コロナウイルス感染症に係る不安を感じる児童生徒等からの相談に対しては、可能な限りその意向等を尊重してください。そのうえで、新型コロナウイルス感染症に係る不安を感じて登校しない児童生徒等については、健康状態や学習状況を把握するとともに、「3. やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対する ICT の活用等による学習指導について」のとおり個別に対応してください。

(3) 児童虐待への対応

新型コロナウイルス感染症への対応に伴い、雇い止めや在宅勤務等、保護者の就業状況の変化により、生活困窮や家庭内の緊張関係が高まり、児童虐待が生起することが懸念されます。各区役所（子育て支援課）等の関係機関や、スクールソーシャルワーカー等の専門家と連携し、学校組織として児童生徒等の状況把握に努めてください。

児童虐待あるいはその疑いがある場合には、ためらわず各区役所（子育て支援課）に通告を行ってください。

VI. 偏見や差別への対処

特定の国や地域への偏見、感染者や濃厚接触者とその家族、医療従事者とその家族、社会機能の維持にあたる方とその家族、マスクの着用の有無やワクチン接種の有無等に対する偏見や差別につながるような行為は断じて許されないという毅然とした態度で対応を行ってください。

また、新型コロナウイルス感染症に対する不安から、例えば、咳をした児童生徒等に対する過剰な反応に伴う心ない発言や新型コロナウイルスではないかと揶揄するような事象が生起しており、発言者はもとより、他の児童生徒等が煽ったり、無関心になったりすることがないように、公的機関が発行している資料等（参考：次項資料「令和2年4月作成『新型コロナウイルス感染症の予防』」等）を活用し、発達段階に応じた指導を行ってください。

さらに、新型コロナウイルス感染症に関して、相談・連絡があった場合は、丁寧に対応し、個人情報の管理を徹底するとともに、罹患した場合であっても、感染者が特定されることのないよう十分に配慮してください。また、SNS等で不用意な発言の発信をしないように指導してください。

教職員が新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別・いじめ等を発見したり、相談を受けたりした場合は、一人で抱え込んだり判断したりせずに、学校園で情報を共有するとともに、被害児童生徒等に寄り添う姿勢で対応してください。あわせて、加害児童生徒等に対しては、教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導することはもちろんですが、一方で、その行為に至った背景には、新型コロナウイルス感染症に伴う不安やストレス等の可能性も考えられるため、それらの要因を考慮し、支援してください。

児童生徒等は、新型コロナウイルス感染症への心配や友人関係、生活リズムの変化など、新型コロナウイルス感染症にかかる多くの不安を抱えていることを考慮し、対応にあたっては丁寧な聞き取り、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家をはじめ関係機関等とも連携するなど、各学校園が安全・安心の場となるよう十分な配慮を行ってください。

VII. 教職員の健康管理

(1) 基本的な考え方

学校教育活動を継続するために、教職員も児童生徒等と同様に、感染症対策に取り組むことが必要です。

学校における集団感染の発生を防ぐ観点から、「Ⅱ. 平時から求められる感染症対策について」および、「Ⅲ. 感染流行時における感染症対策について」を参考に、下記

の点をふまえ、自己の健康管理に努めてください。

【出勤前】

- ・教職員は、「発熱や咳、喉の痛み等の風邪症状」(★)がみられるときには、出勤を控え、校園長に報告する。
- ・校園長は、教職員に(★)の症状がある場合は出勤を控えさせる。

【出勤後】

- ・教職員は出勤後に(★)の症状が出現した場合には、速やかに校園長に報告し、校園長は当該教職員を帰宅させる。

※服務については令和5年5月2日付教企画第228号通知を参照ください。

(2) 感染流行時の各学校園の衛生委員会における感染拡大防止対策について
感染流行時には、各学校園で開催する衛生委員会において、感染拡大防止策の検討を行い、実施にあたっての意見を、学校産業医に求めるなどして、校園長は感染拡大防止に努め、また、教職員においても一人ひとりが協力しあい、感染拡大防止に努めること。

(3) 休みをとりやすい職場環境対策について

①妊娠中の女性職員等への配慮について

管理職にあつては、基礎疾患のある教職員に対して、適正な勤務時間の把握や業務内容の見直し等により、感染防止に配慮する。また、妊娠中の教職員への配慮については、教職員人事課からの通知に基づき、適切に対応する(現在この対応は、令和5年9月30日まで延長されている。令和5年10月1日以降の取扱いについては、別途通知する。)

②急遽出勤できなくなる可能性を想定した対応について

教職員間で業務の内容や進捗、学級の状況等の情報共有を日頃から行うことや、急遽出勤できなくなった場合の指導体制等の校務分掌について検討を進めておく。

(4) 教職員のメンタルヘルスについて

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、休業措置をはじめ、各種対応等により仕事や生活に不安やストレスを感じている方も少なくないと考えられる。

以下を参照し、気になることがあれば早めに庁内メンタルヘルス相談窓口(SSAグループウェア書庫内、配付文書「教職員企画課」のうち、「【労務係】メンタルヘルス

関係」参照) や医療機関に相談すること。

(5) 新型コロナワクチンについて

ワクチンは、新型コロナウイルス感染症の重症化予防・発症予防等を目的として、接種が行われています。

ワクチンの接種は強制ではなく、本人の判断によるものです。教職員の安全を確保するとともに、教職員から児童生徒等への感染を防ぐ観点から、希望する教職員が接種を受けることは重要です。

【本マニュアルに関する連絡先】

- | | |
|----------------------|--------------------|
| ○ 衛生管理に関すること | 学校保健体育課 (340-0316) |
| ○ 教育活動上の留意点に関すること | |
| ・ 各教科等の指導に関すること | 教育課程課 (340-2300) |
| | 学校保健体育課 (340-0316) |
| ・ 児童生徒等の心と体のケアに関すること | 生徒指導課 (340-3478) |
| ・ 部活動に関すること | 学校保健体育課 (340-0316) |
| ・ 特別支援教育に関すること | 支援教育課 (340-2323) |
| ・ 偏見や差別に関すること | 人権教育課 (228-7484) |
| ○ 教職員の健康管理に関すること | 教職員企画課 (228-0238) |